

三重県文化振興条例案

右提出する。

令和五年六月一日

三重県知事 一見勝之

三重県文化振興条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第十一条）

第二章 文化の振興等に関する基本的施策

第一節 文化の振興（第十二条―第十四条）

第二節 文化にふれ親しみ、創造する環境づくり（第十五条―第二十条）

第三節 文化を育み、継承する人材の育成（第二十一条・第二十二条）

第四節 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承（第二十三条―第二十五条）

第五節 文化を生かした地域の活性化と魅力の発信（第二十六条―第二十九条）

第三章 三重県文化審議会（第三十条―第三十六条）

附則

文化は、人が本来有している創造性を育み、その表現力を高めるとともに、お互いを理解し尊重し合う気持ちを醸成し、多様性を受け入れることのできる心豊かで平和な社会を形成する礎となるものである。

また、文化は、心の拠りどころとして、人と人とのつながりを育むのみならず、広く社会全体にも波及し、社会の諸課題の改善や解決に寄与する強い力を有することを、私たちは再認識する必要がある。

三重県は、日本列島の中央に位置し、南北に長い県土を持ち、伊勢湾、熊野灘に面し、変化に富んだ地形と、多様で豊かな自然環境を有している。

こうした自然環境を背景に、人々は暮らしの中で文化を育んできた。地域の環境に応じた農業や林業、漁業に係る文化を生み、それらは棚田や森林の景観、海女漁の技術等として今日まで受け継がれている。また、各地には山・鉾・屋台行事をはじめ、地域に根差した祭りや行事が育まれ、豊かな歴史や文化が今日も存在している。

さらに、この三重の地は伊勢と熊野を擁している。伊勢は、古代より、朝廷が斎宮を設けて祭祀を行い、江戸時代には民衆が全国からお伊勢参りを行った地である。熊野は、江戸時代には西国巡礼と結びついて、民衆が伊勢から伊勢路を経て向かった地である。全国の人々が憧れ、訪れる日本の精神文化の源流ともいえるべき拠点があることは、三重の文化の特色の一つである。

旅人が三重の地を次々と訪れる中で、三重の人々は、餅など様々な郷土の食を提供し、おかげ参りの人々を助け、西国巡礼者に善根宿ぜんこんやどを設けるなど、旅人を手厚くもてなした。こうして外部の人々や文化を懐深く受け入れる寛容さや温かいもてなしの心が育まれた。

同時に、三重の地から全国に向けて文化が発信された。伊勢型紙を使った染め物は全国で流行し、伊勢商人は江戸に店を構えて郷土の物産を商った。明治時代以降も伊賀焼や萬古焼が生産されるなど、文化が地域の発展につながってきた。

こうした世代を超えて引き継がれ、今日の地域社会の精神的な基盤となる文化は、私たち県民が拠って立つアイデンティティそのものである。

二十一世紀に入り、人口減少や少子高齢化、デジタル化の急速な進展など、刻々と大きく変化する状況の中で、誰一人取り残さない持続可能な社会を実現するため、私たちは、これまで培われた三重の文化の土壌を未来へと継承し、地域における文化の力を高めていくことが求められている。

私たちは、今改めて三重の多様で特色ある文化を見つめ直し、その魅力を発信するとともに、次代を担う子どもたちをはじめ、誰もが文化にふれ親しむことができる環境づくりに取り組みながら、先人の作りあげた文化の継承、発展、そして新たな文化の創造につなげていかなければならない。

ここに、私たちは、県民一人ひとりが自主性や創造性を発揮し、郷土への誇りと愛着を育み、日々の暮らしの中で生きがいや心の豊かさを実感できる、活力ある三重の実現を目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化の振興及び文化により生み出される価値の活用（以下「文化の振興等」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって一人ひとりが生きがいと心の豊かさを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化の振興等に当たっては、県民一人ひとりが文化に関する活動（以下「文化活動」という。）の主体であるという認識の下、その自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化の振興等に当たっては、文化活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化の振興等に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民がその年齢、障がいの有無、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず等しく、文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化の振興等に当たっては、県民が、三重の歴史的資産等（本県の各地域で継承されてきた芸能、行事、文化財その他の伝統文化をいう。）を通じて、三重の文化に対する関心と理解を深め、郷土への誇りと愛着を育むことができるよう配慮されなければならない。

5 文化の振興等に当たっては、三重の自然、歴史及び風土に培われてきた多様で特色ある文化が、県民の共通の財産であるという認識の下、その保護及び発展が図られなければならない。

6 文化の振興等に当たっては、三重の文化が広く国内外へ発信されるとともに、文化に関する交流が図られなければならない。

7 文化の振興等に当たっては、乳幼児、児童、生徒等（第六条及び第十八条において「子

どもたち」という。)に対する文化に関する教育の重要性が考慮されるとともに、教育機関、文化活動を行う者及び団体(以下「文化団体等」という。)、家庭並びに地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

8 文化の振興等に当たっては、文化活動を行う者その他広く県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

9 文化の振興等に当たっては、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に生かすことが重要であることに鑑み、文化の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(県民の役割)

第四条 県民は、文化についての関心及び理解を深めるとともに、自主的かつ主体的な文化活動を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(文化団体等の役割)

第五条 文化団体等は、自主的かつ主体的に文化活動の充実を図るとともに、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第六条 教育機関は、子どもたちをはじめとする県民の感性及び創造性を育むことができるよう、文化にふれ親しむ機会の創出に努めるものとする。

2 高等教育機関等は、専門的知識を生かした調査研究等を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、文化についての関心及び理解を深めるとともに、文化活動への参画又は支援を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(市町等との連携)

第八条 県は、市町が地域における文化の振興等において果たす役割の重要性に鑑み、文化の振興等に関する施策の実施に当たっては、市町との連携を図るものとする。

2 県は、文化の振興等に当たっては、文化団体等、教育機関、事業者その他の関係者との連携に努めるものとする。

(基本計画)

第九条 知事は、文化の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興等に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、三重県文化審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第十条 県は、文化の振興等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十一条 県は、文化の振興等に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

第二章 文化の振興等に関する基本的施策

第一節 文化の振興

(芸術の振興)

第十二条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術の振興を図るため、これらの公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十三条 県は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（第二十四条に規定する伝統芸能及び民俗芸能を除く。）の振興を図るため、これらの公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興及び国民娯楽の普及)

第十四条 県は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 文化にふれ親しみ、創造する環境づくり

(県民の文化に対する関心及び理解の醸成)

第十五条 県は、県民の文化に対する関心及び理解を深めるため、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の鑑賞等の機会の充実)

第十六条 県は、広く県民が自主的に文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化に関する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障がい者等の文化活動の充実)

第十七条 県は、高齢者、障がい者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者による文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(子どもたちの文化活動の充実)

第十八条 県は、子どもたちの豊かな感性及び創造性並びに郷土への誇りと愛着を育むため、子どもたちが文化にふれ親しむ機会の創出、子どもたちによる文化活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動への支援)

第十九条 県は、文化団体等が行う文化活動が自主的に行われ、継続し、及び発展するよう、その活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、個人又は事業者による文化活動に対する支援活動の促進を図られるよう、普及啓発、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化施設の充実)

第二十条 県は、自らが設置する文化施設に関して、施設の充実に努めるとともに、文化活動の拠点として、文化の鑑賞、活動及び交流の場としての機能の充実に努めるため、施設の整備、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三節 文化を育み、継承する人材の育成

(文化の担い手の育成及び確保)

第二十一条 県は、文化に関する創造的活動を行う者、文化の継承に関する活動を行う者、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(第二十三条において「文化財等」という。)の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化活動に関する企画及び制作を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化の担い手の育成及び確保を図るため、研修の機会確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第二十二条 県は、文化活動で顕著な成果を収めた者及び文化の振興に寄与した者を顕彰するものとする。

第四節 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承

(文化財等の保存、活用及び継承)

第二十三条 県は、文化財等の保存、活用及び継承を図るため、文化財等の所有者等が実施する修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能等の継承及び発展)

第二十四条 県は、伝統芸能(雅楽、能楽その他の我が国古来の伝統的な芸能をいう。)、民俗芸能(神楽、風流、民謡その他の地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)、及び祭り、年中行事その他の地域の歴史及び風土の中で形成されてきた文化の継承及び発展を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統工芸の継承及び発展)

第二十五条 県は、伝統工芸(先人から受け継がれてきた陶芸、染織その他の伝統的な工芸をいう。)の継承及び発展を図るため、その作品の展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第五節 文化を生かした地域の活性化と魅力の発信

(文化を生かした地域の活性化)

第二十六条 県は、文化が地域の活性化に資するよう、地域住民が主体となって取り組む文化を生かしたまちづくりの推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化と観光等との連携)

第二十七条 県は、観光その他の産業の発展とともに地域における文化の振興等を図るため、文化と観光その他の産業との相互の連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(歴史及び伝統文化を生かした郷土愛の醸成)

第二十八条 県は、県民が三重の文化を通じて郷土に対する誇りと愛着を育むことができよう、郷土の歴史及び伝統文化を学ぶ機会の創出その他の必要な施策を講ずるものとする。

(三重の文化の魅力の発信と交流の推進)

第二十九条 県は、三重の文化の魅力に関する情報を積極的に国内外に向けて発信するとともに、文化活動を通じた相互理解を図るため、文化による地域間の交流等の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 三重県文化審議会

(設置)

第三十条 文化の振興等に資するため、三重県文化審議会(以下この章において「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第三十一条 審議会は、第九条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、文化の振興等に関する重要事項について調査審議する。

(委員)

第三十二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第三十三条 審議会に、専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときに解任されるものとする。

(会長等)

第三十四条 審議会に会長一名及び副会長一名を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長とともに事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第三十五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第三十六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三重県文化審議会条例の廃止)

2 三重県文化審議会条例(昭和四十六年三重県条例第三十三号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日において三重県文化審議会の委員である者は、この条例の施行の日に第三十二条第二項の規定により三重県文化審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の適用がないものとした場合における同日における従前の三重県文化審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

提案理由

本県の文化の振興及び文化により生み出される価値の活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、一人ひとりが生きがいと心の豊かさを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するため、当該施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。